

令和6年度 桜川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準

1. 基準指数

入所事由	保護者の状況	基準点数	添付書類	認定期間	
1 就 労	月実働160時間以上就労（1日8時間以上かつ月20日以上）	100	就労証明書 自営業（農業）等申立書	最長3年間	
	月実働140時間以上160時間未満就労（1日7時間以上かつ月20日以上）	90			
	月実働120時間以上140時間未満就労（1日6時間以上かつ月20日以上）	80			
	月実働100時間以上120時間未満就労（1日5時間以上かつ月20日以上）	70			
	月実働80時間以上100時間未満就労（1日4時間以上かつ月20日以上）	60			
	月実働64時間以上80時間未満就労（1日4時間以上かつ月16日以上）	50			
	基準外・月実働64時間未満就労（求職活動と同値の評価とする。入所後64時間の就労が条件）	40			
2 妊娠・出産	出産2ヶ月前、出産後2ヶ月	70	保育必要事由申立書	左記の期間	
3 保護者の 疾病・障がい	疾病	入院又は、入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能	100	保育必要事由申立書	最長3年間
		通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難	90		
		疾病により保育に支障がある	70		
	障がい	①身障1・2級 療育A以上の場合	100	保育必要事由申立書	
②身障3・4級 療育Bの場合		70			
③身障5・6級 療育Cの場合		50			
4 同居親族等 の 看護・介護	居宅内	入院付き添いを常態としている場合	90	保育必要事由申立書	最長3年間
		自宅療養で身辺自立不可能の者の常時介護している場合	80		
		要介護者または、心身障害①の常時介護・介助	70		
		通院付き添い・日常生活の支援	50		
5 災害・復旧	災害で損なわれた居宅等の復旧のために保育に当たれない場合	100		最長3年間	
6 求職活動	求職活動をしていると認められる場合（ハローワークカードの写しの添付がある場合）	40	保育必要事由申立書	最長3ヶ月	
	上記以外の求職の場合	20			
7 就 学	週5日以上	90	保育必要事由申立書	在学期間	
	週4日	60			
8 虐待・DV	当該児童、世帯の状況に応じて別途判断	※		最長3年間	
9 不存在	死別・離別・未婚・拘禁・行方不明・離婚前提別居	100		最長3年間	
10 その他	申請内容により判断	※			

※1 父母それぞれの指数を合算した数を指数とする。（基準指数）

2 期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中（就労先未定）の指数とする。

3 保護者が保育の必要な事由（就労等）が2以上ある場合には、原則として指数の高い状況を取り指数を決定する。

4 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定する。

5 就労等形態が上記の各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる細目に当てはめ、指数を決定する。

6 求職活動（内定・未定）・就学内定の認定期間は、期限内に勤務証明書等が提出された場合、就労や就学の期間とする。

2. 調整指数

世帯状況	児童と同居の祖父母が65歳未満で児童の保育が可能な場合。（申込書の祖父母の職業欄が、空欄・主婦主夫・無職等）	-25
	65歳未満の祖父母が市内に在住しており児童の保育が可能な場合。（申込書の祖父母の職業欄が、空欄・主婦主夫・無職等）	-5
	ひとり親世帯である場合。	+40
	生活保護世帯で、自立支援のため必要と認められる場合。	+50
	両親が同時期（1ヵ月以内）での失業の場合。（リストラ・事業所の倒産など本人の意に反した失業の場合に限る。）	+80
	生活中心者の失業の場合。（リストラ・事業所の倒産など本人の意に反した失業の場合に限る。）	+30
	児童の日常生活において環境不良と認められる場合。	+20
就労状況	ひとり親の方で、就労内定を受けている。	+20
	就労内定である。	-20
	雇用主（代表者）が保護者または配偶者の親族である場合。	-5
	入所希望日時点で両親共に1年以上の就労実績がある場合。	+5
兄弟の状況	既にきょうだいが保育施設等を利用している場合。（2号・3号のみ、卒園児は除く）	+12
	きょうだいが新規で同時に申込みをする場合。	+7
	第3子以降の子の申込である。（カウントに含めるのは、小学生までのきょうだいまで）	+4
	きょうだいで同じ施設に入所を希望している。（連携施設の組み合わせも含む。例：上の子が星の宮幼保園、下の子は星の子ランド保育園）	+4
	母の育児休業により退所し、復職時に申込みする場合。	+20
	申込児童以外に申込みのない未就学児童（きょうだい）がいる場合。	-10
1号認定児童	2号認定への変更希望者（在籍施設に限り、別の施設希望の場合に適用しない）	+15
保育体制強化	市内の保育施設の保育士として勤務する。（有資格者のみ）	+60
	県内の保育施設の保育士として勤務する。（有資格者のみ）	+30
	市内の保育施設の職員（保育補助員、支援員、事務職員等）として勤務する。	+20
	県内の保育施設の職員（保育補助員、支援員、事務職員等）として勤務する。	+10
その他 （該当者のみ）	地域型保育事業の卒園から連携施設間の優先利用	+100
	地域型保育事業の卒園から連携施設以外の施設を入所希望する際の優先利用	+50
	他市町村での新規4月入所が決定していたが、自己都合以外での理由（会社辞令による転勤、事務所移転等）により、桜川市へ転入し申込みする場合（第1次受付期間終了後の転入で、第1次申込が出来なかった方を対象に、新年度1年間のみ適用）	+30

基準指数、調整指数が合計点が同点だった場合の利用調整について、以下の順に優先します。

- 1 基準指数の合計点が高い世帯
- 2 調整指数の合計点が高い世帯
- 3 桜川市保育施設利用調整委員会による判定

入所の選考について（利用調整）

利用調整とは、桜川市が、市で定める基準に基づき、保護者が希望する保育所等の中から、利用できる保育所等の調整を行うことです。

利用申込数が保育所等の受入れ可能数を超え、希望する全てのお子さんが利用できない場合、利用調整を行い、保育の必要性の高い家庭から優先して利用する保育所等を決定します。

調整（選考）方法は、提出していただいた申込書等により裏面の利用調整基準表に基づき、保育を必要とする事由による基準指数（基本点）、優先利用による調整指数（加算点）の総合点数の高い順に利用する保育所等を決定します。

※年齢や施設ごとに受入れ予定児童数や申込状況等に応じて変動するため、利用調整にあたっては、指数が高い方の内定を保証するものではありません。本紙は、参考としてご覧ください。